

催 告 書

あなたの未納税については、督促状等により納めていただくよう求めていましたが、いまだに納付されておられません。このまま放置されますと、差押（預貯金、給与、不動産、軽自動車等）等の滞納処分をしなければなりませんので、早急に納付ください。
 なお、特別な事情により納付が困難な場合は、相談に応じますので、納税課まで必ずご連絡ください。

「休日納税相談」と「延長窓口」を実施しますので納税相談や市税納付にご利用ください。

- ①＜休日納税相談＞
 日時 令和 6年 3月16日(土)～ 3月17日(日)
 午前9時 ～ 午後5時
- ②＜延長窓口期間＞
 日時 令和 6年 3月11日(月)～ 3月15日(金)
 午後8時まで

場所 諫早市役所納税課 (本庁3階)

令和 6年 3月 6日

諫早市長 大久保 潔重



この催告書が到着する前に納められている場合は、行き違いですのでご了承ください。

滞納内訳

(通知書番号：0008293856)

令和 6年 3月 6日現在

(単位：円)

年度	税・料	期(月)	未納額	督促料	延滞金
05	固・都税	4	20,000	80	
計			20,000	80	
総 額					20,080

※上記は令和 6年 2月 1日までの納期到来分です。

- ◎ 納付の方法 (納付書が必要です。納付書がない方は、本庁納税課又は支所地域総務課へお申し出ください。)
- ・諫早市指定金融機関等の国内全店 (ゆうちょ銀行・郵便局、JFマリンバンク九州信漁連を除く) で納めてください。
 - ・九州内のゆうちょ銀行・郵便局 (沖縄県を除く)
 - ・JFマリンバンク九州信漁連 長崎県内全店
 - ・諫早市役所本庁、各支所、大草出張所、伊木力出張所、田結出張所、小江深海出張所